

総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年2月26日（金曜日）

午前10時00分開会、午後2時27分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 消防本部関係
 - (2) 市長公室関係
 - (3) 総務部関係・議会事務局関係
 - (4) 市民生活部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 博史
委 員 久松 猛
委 員 吉田千鶴子
委 員 柴原伊一郎
委 員 篠塚 昌毅
委 員 島岡 宏明

欠席委員（1名）

委 員 海老原一郎

説明のため出席した者（19名）

市長公室長	川 村	正 明
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	塚 本	隆 行
議会事務局長	小松澤	文 雄
消防長	鈴 木	和 徳
消防次長兼総務課長	檜 山	保 明
秘書課長	塚 本	浩 幸

政策企画課長	佐々木	啓
財政課長	山口	正通
広報広聴課長	北島	康雄
総務課長	真家	達成
人事課長	今野	修
管財課長	秋山	太
市民活動課長	五来	顕
生活安全課長	坂本	英宣
環境衛生課長	渡辺	善弘
議会事務局次長	天貝	健一
予防課長	三上	健市
警防救急課長	本橋	一夫

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

○**今野委員長** おはようございます。只今から、総務市民委員会を開催いたします。まず最初に、先日の地震時には皆様大変な働きをしていただきまして、ありがとうございます。火事も出なかったということで安心しておりますが、本当に皆様の御苦勞のおかげで、市民の安心安全が守られているということを改めて実感いたしました。ありがとうございます。本日は、海老原委員が欠席となっておりますので、よろしく申し上げます。開催する前に各委員及び執行部にお願いがあります。今回からタブレットを併用して委員会を行います。紙の資料も手元にございますが、次回の定例会からタブレットのみとなりますので委員の皆さま方におかれましては、できるだけタブレットを活用して委員会を行っていただきたいと思ひます。また、執行部におかれましては、委員がタブレットに不慣れであるため、委員がタブレットの資料を見ているか確認しながら説明の方をお願いします。今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○**今野委員長** それでは、そのように御協力お願いいたします。また、先般の予算内示会で説明いただいた部分については、簡潔に御説明いただきますようお願いいたします。なお、本会議までに議案等に関する資料が必要な場合には、執行部に対して請求願ひます。これより、消防本部の案件につきまして、協議を行います。それでは、サイドブックの総務市民委員会、令和3年、2月26日開催、消防本部ファイルに基づきまして、まず、資料①令和3年度予算（案）についてを説明願ひます。

○**檜山消防総務課長** 令和3年度予算（案）消防費の主要事業について御説明いたします。令和3年度予算の概要の冊子では54ページでございますが、本日は委員会資料とタブレットにて説明させていただきます。委員会資料では1ページをお開きください。また、タブレットでは資料①令和3年度予算（案）についてをお開きください。常備消防車両更新事業でございます。当該事業の目的につきましては、性能が劣化している消防車両の更新整備を行い、市民の生命と財産を守る消防力の維持強化を図るものでございます。事業の概要につきましては、平成14年の配車以来19年が経過する土浦消防署配置の8,000リットルの水を積載する水槽付消防ポンプ自動車及び神立消防署配置の消防ポンプ自動車の2台の消防車両を更新するものでございます。事業費につきましては、水槽付消防自動車が6,500万円。消防ポンプ自動車が3,900万円、諸費用を合わせますと1億444万5,000円の事業でございます。財源につきましては、水槽付消防ポンプ自動車が、防衛省の防衛施設周辺消防施設整備事業費補助金。消防ポンプ自動車が、総務省の緊急援助隊設備整備費補助金を申請してございます。財源の内訳といたしましては、国庫支出金が3,103万3,000円。地方債が7,070万円。一般財源が271万2,000円でございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、専決処分の報告関係資料

②消防車に係る物損事故の和解についてを説明願います。

○**檜山消防総務課長** ②消防車に係る物損事故の和解についてをお開き願います。事故日時につきましては、令和2年11月16日の15時頃でございます。発生場所及び相手方につきましては、土浦市乙戸・・・・・・・・・・氏が所有するカーポートでございます。事故概要につきましては、荒川沖消防署の消防ポンプ自動車が、管轄内の調査に出向中丁字路を右折する際に誤って・・宅のカーポートの上部の雨樋と接触し、破損させた事故でございます。和解内容につきましては、カーポートの原状復帰を行い、保険会社から8万8,000円が支払われ、令和2年12月18日に和解となっております。今後におきましては、さらなる安全運転教育並びに運転技術向上に係る指導の徹底を図ってまいります。この度は誠に申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、その他資料③令和2年度土浦市一般会計(第16回)補正予算(案)についてを説明願います。

○**本橋救急警防課長** 令和2年度土浦市一般会計(第16回)補正予算(案)について御説明いたします。サイドボックスは③令和2年度土浦市一般会計(第16回)補正予算(案)をお開きください。また、事前資料は3ページを御覧ください。本補正は新型コロナウイルス感染症対策事業となります。1番補正の理由ですが、救急隊員が心肺蘇生処置中、新型コロナウイルス等への接触を最小限にするため、自動心肺蘇生器の整備及び、新型コロナウイルス感染症傷病者を救急搬送する際、救急車内等にウイルスの拡散防止機能を有する陰圧式患者搬送器具アイソレータを整備するために増額補正するものです。補正額ですが、17節備品購入費で補正額は1,902万8,000円となります。補正の内容につきましては、自動心肺蘇生器が5式及びアイソレータが1式となります。自動心肺蘇生器の5式についてですが、本市内で常時稼働している救急車台数が6台となっております。今年度更新する救急車に自動心肺蘇生器を1式整備いたしますので、残り5台分の整備となります。また、アイソレータは感染が判明している傷病者に対し使用する予定でございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** それぞれどういう機能をするのか、ちょっと教えてくださいませんか。

○**本橋救急警防課長** 自動心肺蘇生器ですが、酸素を利用しまして、胸骨圧迫を自動的に行う装置です。やはり、救急隊員が胸骨圧迫を実施するということは、患者からは呼気として、そういったものを遠ざけるという機能も有しております。アイソレータというのは、陰圧式になっていまして、骨組みの中に、ビニール製の中に入っている。傷病者を入れて、一方向で空気を浄化して外に出すという装備となっております。

○**篠塚委員** アイソレータの設備は本部の方に、1台だから置くような形になるんですかね。

○**本橋救急警防課長** おっしゃるとおり、本部に置く予定でおります。

○篠塚委員 そうすると、コロナ感染者の疑いがある場合は、本部から救急車が出動するという事で統一しているわけですか。

○本橋救急警防課長 そのとおりでございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料④土浦市消防団機能別消防団「通訳隊」発足についてを説明願います。

○本橋警防救急課長 土浦市消防団機能別消防団「通訳隊」発足について報告いたします。サイドボックスは④土浦市消防団機能別消防団「通訳隊」発足についてをお開きください。また、事前資料4ページを御覧ください。はじめに機能別消防団について御説明いたします。機能別消防団とは、全ての消防団活動に参加することは困難であるが、時間の許す範囲で地域のためにそれぞれの能力を活かし、特定の消防団活動ができる消防団組織となっています。次に、今回発足する通訳隊の役割について御説明いたします。地震、風水害など大規模災害発生時に、日本語が話せない外国人等に対し通訳を行うことにより、避難所での生活や罹災証明書等の申請などを補助することを役割としております。3番、通訳可能な言語ですが、現在7名の方から入団届が提出されており、英語、中国語、スペイン語、タイ語の4か国語が通訳可能となっております。発足までのスケジュールですが、(1)通訳団員募集は、去年の令和2年10月から行っております。通訳隊発足は、令和3年4月1日を予定しております。通訳隊の発足式ですが、令和3年4月中に予定し、現在日程を調整中でございます。説明は以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○吉田(博)副委員長 大変良い政策だと思うんですけど、これに伴って予算は発生しないの。これ。

○本橋警防救急課長 以前、キャップとビブスというものを機能別消防団は統一でありますので、その予算は発生しますが、今消防本部の方でもっております。

○吉田(博)副委員長 予算というか、この7名の方が入団予定なんだろうけれども、活動する際の報酬とか。なんかそういうものの方はどうなっているの。これ。

○本橋警防救急課長 既存の消防団と同じように活動していただければ、出場手当が付くようになっております。

○吉田(千)委員 素晴らしい取組で良かったなというふうに思います。これ以外の言語に対しては、その辺はどのように考えられるのか教えてください。

○本橋警防救急課長 これ以外の言語に関しても、国際交流センターというところと話し合いをしてもっと増やそうとはしている状態です。もっと広げようとは考えております。

○吉田(千)委員 ありがとうございます。ぜひ、言葉のね、壁というものは大きいものがありますので、大変ですけども、様々な、また、言葉の変換の機器。そういったものもあろうかと思っております。もし、なければそういったところも活用して、予算計上していただいてやってはどうかなと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょう

か。

○本橋警防救急課長 そのようなことも考えて、今後進めたいと思います。

○吉田（千）委員 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○島岡委員 24分団の・・・・・・さんという方がいらっしやって、その方普通の24分団の分団員なんですけれども。この分団員と機能別消防団の一緒に重複はできるんですか。その・・・・・・さんは、警察の通訳もやってらっしやいまして、だいぶ語学が堪能だと。

○本橋警防救急課長 委員おっしゃるとおり、24分団・・・・・・さんには、一応お声は掛けさせていただいて、協力してくれるということを得ています。ただ、今のところ、既存の消防団なので、今後増やしていく時には、重複してやっていただいてもらうことも考えております。

○吉田（博）副委員長 良い取組だよな。これ。

○今野委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料⑤令和2年中災害概要についてを説明願います。

○本橋警防救急課長 令和2年中の災害概要につきまして御報告いたします。サイドブックス⑤のその他令和2年中災害概要についてをお開きください。また、事前委員会5ページを御覧ください。火災、救急、救助の各出動概要を順次報告いたします。まず火災件数ですが、令和2年中は40件となっております。令和元年中が48件でしたので8件ほど減少しております。減少率は16.7パーセントとなっております。火災の内訳は、建物火災が25、その他の火災12、車両火災が3件となっております。令和元年中との比較は、記載のとおりとなっております。また、令和2年中の火災による死者が2名、負傷者が4名となっております。令和元年中と比較いたしますと、死者が1名増加、負傷者は9名が減少いたしました。続きまして、救急出動について報告いたします。出動件数は令和2年中が6,640件。過去最高の出動件数であった令和元年中の7,549件と比較いたしますと909件、約12パーセントが減少しております。搬送人員におきましても6,077名で、令和元年中と比較では809名の減少となっております。救急出動件数は、全国的に減少しており、新型コロナウイルス感染症が影響していると考えられるところがございます。救急の種別では、急病人や一般負傷、交通事故など9つの種別が減少いたしました。自損行為及び加害の2種別は増加しております。最後に、救助出動について報告します。令和2年中の出動件数は113件、令和元年中が118件ですので5件減少いたしました。救助人員は令和2年中が66名。元年中が48名でしたので、18名が増加いたしました。内訳は表のとおりとなっております。説明は以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度とします。その他、消防本部から何かあり

ますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○**今野委員長** これより、市長公室の案件につきまして、協議を行います。まず最初に、先日の地震の際は皆様たちは庁舎の方にお集まりいただき、市民の安心安全のために御尽力いただきましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。それではこれより、市長公室の案件につきまして、協議を行います。執行部におかれましては、委員がタブレットに不慣れであるため、委員がタブレットの資料を見ているか確認しながら説明の方をお願いします。それでは、市長公室ファイルに基づきまして、まず、令和3年度予算(案)について資料①ア土浦市総合計画策定事業を説明願います。

○**佐々木政策企画課長** タブレットにつきましては、市長公室の①アの令和3年度予算(案)について土浦市総合計画推進事業をですね、お聞き願えればと思います。お手元の資料につきましては1ページとなります。第9次総合計画の策定につきましては、昨年12月のですね定例会におきましても御説明の方をさせていただきましたが、事業の目的を御覧いただきまして、本市を取り巻く社会経済情勢等の劇的な変化に迅速に対応いたしまして、市勢の一層の発展を図ると、そういったことを目的としてですね、市政運営の指針となります第9次総合計画を策定いたしたいというものでございます。その下の事業の概要を御覧いただきまして、策定にあたりましては、今年度実施いたしました市民満足度調査と、今現在ですね募集をかけております、まちづくりに関する意見などを踏まえまして、議員の皆さま、学識経験者、関係団体の代表者、更には市民公募の委員の方々に構成いたします総合企画審議会を複数回開催いたしまして、様々な視点から御意見をいただきながら策定をしまいたいと考えております。予算額といたしましては、策定委託料のほか、審議会の委員報酬など、予算書上では763万と計上させていただきました。ただ、策定委託料につきましては、昨年12月に債務負担行為の設定につきまして議決をいただきまして、既に契約済みでございます。そちらの契約差金も差し引いた額567万5,000円を、こちらの予算書概要におきましてはお示しさせていただいておるところでございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料①イふるさと土浦応援寄付事業を説明願います。

○**佐々木政策企画課長** 続きまして、ふるさと土浦応援寄付事業につきまして、御説明の方をさせていただきます。タブレットの方は①のイでございます。資料につきましては2ページとなります。こちら事業の目的を御覧いただきまして、このふるさと納税に

つきましては、平成27年にですね、ふるさと納税のワンストップ特例制度が創設されて、広く認知されるようになりました。そのような中ですね、本市のつちうら応援寄付金でございますが、今現在、本市ならではのですね、返礼品の充実を図って歳入の確保を図るとともに地元ならではの特産品等を広くPRして何とか地域の活性化へもつなげることができないかといったことで、積極的に取り組んでいるところでございます。その下の事業の概要のこれまでの経緯を御覧いただきまして、そのような中ですね、本市におきましては、平成27年9月から返礼品を送付する事業を開始しました。昨年度は過去最高となる4億2,000万円の寄付が集まったところですが、今年度におきましては、1月末現在でですね、昨年度の額を大きく上回しまして、5億2,600万が集まっているところでございます。このような状況を踏まえまして、令和3年度の予算額でございますが、歳入につきましては、今年度の寄付額を基にですね、5億円と見込んだ上で、歳出につきましては、PRから受付、返礼品の配送、管理など一連の業務をですね引き続き業界大手のさとふる等々へですね委託する経費といたしまして、2億7,668万6,000円を計上させていただきたいというものでございます。なお、引き続きですね返礼品の拡充。様々な手法でのPR。更には受付サイトのですね増設など、寄付額の増に向けて積極的に進めてまいりたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料①ウ水郷筑波サイクリング環境整備事業を説明願います。

○**佐々木政策企画課長** タブレットにつきましては、①のウの令和3年度の予算の水郷筑波サイクリング環境整備事業でございます。お手元の資料につきましては、3ページとなります。こちらの事業につきましては、我々政策企画課と商工観光課、都市計画課の事業も含まれておりますが、一括して御説明の方をさせていただきます。まず、事業の概要、目的ですね、御覧いただきまして、こちら交流人口の拡大、地域の活性化といったものを目的といたしまして、これまでもですねサイクリングキーとして様々な取組を実施してまいりました。令和3年度におきましても引き続きですね、サイクリング環境を活用したイベントですとか、環境整備など、様々な施策を展開してまいりたいというものでございます。主な事業でございますが、事業概要のですね中ほどの今年度の事業概要を御覧いただきまして、まず、左側からでございますが、霞ヶ浦サイクルツーリズム事業のほかですね、その下、主なイベントといたしましては、市内各所を巡るライドイベント。自転車であちなかを走ってポイントを獲得するライドア라운드等々の事業でございます。また、その下の箱を御覧いただきまして、今年度コロナの影響でですね、延期となりました全国シクロサミットでございますが、このコロナの状況を見ながらですね、秋ごろ開催できればと考えてございます。また、表の右側を御覧いただきまして、現在市内各店舗の御協力によりまして、サイクリストへ向けた様々な優待サービスを行っておりますが、それらをまとめた優待店マップの作成などに加えまして、一番

下でございますが、都市計画課の方で生活系ネットワークの指導部分につきまして、自転車利用者の安全運転空間の確保といったことを目的に、矢羽根を配置するための設計を実施いたしたいというものでございます。予算でございますが、合計で1,462万4,000円を計上させていただきたいというものでございます。なお、今現在ですね、かすみがうら市と行方市、潮来市と連携してなんとかですね、新たな枠組みでサイクリングを盛り上げることができないかといったことで、令和3年度からの地方創生推進交付金の実施計画を新たに国に申請しております、そちらの交付金をですね、この左上の国庫支出金の中に含めておるところでございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料①エ職員向けテレワーク（在宅勤務）導入事業を説明願います。

○**佐々木政策企画課長** タブレットにつきましては、①のエのですね令和3年度予算の職員向けテレワーク導入事業を御覧いただきまして、お手元の資料では4ページとなります。まず、事業の目的を御覧いただきまして、今後もこのコロナウイルスの感染拡大が一気に広がる可能性が否定できない中、どのような状況であってもこの市役所の業務を維持し、一方で職員のワーク・ライフ・バランスの確立に寄与する多様な働き方が可能となるべくですね、職員向けのテレワーク環境といったものを継続いたしたいというものでございます。その下の事業の概要を御覧いただきまして、昨年7月の臨時会におきまして、既存のタブレットを使ってですねテレワークができるよう市のネットワークに接続するための機器ですとか、通信料などを計上させていただきました。こちらにつきましては、昨年11月から導入することができまして、それ以降、毎日各部、1人ないし2人がお試しでテレワークを実施しているところでございます。現在のところ職員1,000名のうちに、3割程度、300人程度がですね、既に体験済みでございます。また、これとは別に国におきまして、これまで行政のネットワークと外の外部のインターネットというのをですねつなげることは認めてこなかったところでございますが、このコロナ禍でですね自治体においてもテレワークを積極的に推進していかなければならないといった考えから、昨年11月に行政のネットワークと外部のインターネットをつなぎ、問題がなくテレワークができるかどうかを確認するためにですね、希望する自治体を募って実証実験を行うこととしたところでございます。本市におきまして、その当時ですね余剰のパソコンが7台しかなかったというような状況でございますが、とりあえず、ライセンスを20ほど取得いたしまして、この余剰パソコンを使ってですね、こちらでも現在テレワークを実施しているところでございます。令和3年度ですね、予算額でございますが、これらの環境を継続する経費のほか、今ほど御説明いたしました国の実証実験におけるテレワークの環境においてもフルで活用できるよう、新たなパソコンのリース料など441万1,000円を計上させていただきたいというものでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 モバイルルータは、どのくらい台数で貸出しをしていく予定でいるのですか。

○佐々木政策企画課長 今御説明したもので、一応20台と国のやつ20台ですか。その環境が整います。プラスですね、今回の交付金事業の中で、御説明させていただきたいと思いますが、更にプラスアルファしてですね、基本的には各課に1台ないし2台ですねセットできるような環境を整えていければと考えているところでございます。

○篠塚委員 各課に1台ということは、各課で1人だけそのモバイルルータを貸し出しして自宅で作業ができるというふう。

○佐々木政策企画課長 この環境についてはですね、国の方も後押ししているということですね、どんどん広げていこうと思っているところです。その中で、まず、ステップを踏んで、まず20台だったと。それが国の方が入ってきて、プラス20台と。更に次の交付金の中で説明しようと思いたすけれども、プラス30台くらい上げてですね、まず、そういう環境を整えると。その状況を見ながらですね、更に増やしていければと。そういう考えでございます。

○篠塚委員 自宅で持っているフリーWi-Fiみたいな。まあ、Wi-Fiとか。それはセキュリティ上使わない方がいいから、このモバイルルータを使えという方向性があるんですかね。

○佐々木政策企画課長 それも次お話ししようと思ったんですけども、今回我々が独自で入れているものはですね、市役所のこの行政ネットワークと完全閉域網ということですね、ほかとは一切変わらないような形ですね、自宅のパソコンとつなげると。要は私的に使っているパソコンとはですね、パソコンといいますか、その回線とは全く別次元で作っているものでございます。一方、国の方はですね、一回行政ネットワークを外に出すと。外のインターネットの中に入れるんですけども、それをデータについては暗号化してやりとりをやるんだと。その辺でセキュリティ面でどうなのかということですね、今現在、実証実験でそれを探るといような目的で今始めたところでございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料①オ、シティプロモーション推進事業を説明願います。

○北島広報広聴課長 タブレットの方は、①のオ。委員会資料の方は、11ページの方をお願いいたします。令和3年度のシティプロモーション推進事業の予算についてでございます。本事業は、事業の目的にもございまして、都市間競争が厳しくなる中で土浦市が存在感のある選ばれるまちとなり、持続的に発展していくため、まちの魅力を戦略的に内外へ発信していくというものでございます。事業の概要でございまして、資料中段の箱の今年度の事業内容の二重丸の部分でございまして、土浦のまちの資源の活用とにぎわい創出。土浦のイメージアップとシビックプライドの醸成。移住・定住者の

獲得による活力のある土浦の実現。この3点を柱に取り組んで行こうというものでございまして、それぞれを実現するために丸数字にございます事業を実施してまいります。新規のものを中心に主なものを説明させていただきます。土浦のまちの資源の活用とにぎわい創出の②ハッシュタグキャンペーンでございまして、この事業は昨年実施いたしました若手職員によるシティプロモーションのワーキングチーム。こちらからの提案事業となっております。自転車を使い土浦の魅力を写真に撮ってもらい、ハッシュタグを付けてSNS上に挙げてもらうというキャンペーンを実施するというものでございます。続きまして、土浦のイメージアップとシビックプライドの醸成の④インターネットを活用した情報発信でございまして、インターネットでまちの情報や魅力を伝える動画を作成するための経費でございまして、インターネットでまちの情報や魅力を伝える動画を作成できればと考えてございまして、企画制作する受託者をプロポーザル方式により決定する予定とさせていただきます。続きまして、移住・定住者の獲得による活力のある土浦の実現の①テレワーク移住体験ツアーの実施でございまして。昨年9月議会で予算をお願いいたしまして、本年2月に実施を予定しておりました星野リゾートBEB5に滞在しまして、サイクルライフとテレワークを体験する移住体験ツアーについては、緊急事態宣言を受けて残念ながら中止といたしました。10組の募集に対し、18組の応募がございました。新年度も引き続き、同内容の事業を実施させていただきたいというものでございまして、予算は5組の方にツアーに参加していただくための委託料等でございます。事業費の合計で504万6,000円を計上させていただいております。シティプロモーション推進事業についての説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** お願いなんですけど、ハッシュタグキャンペーンとか、いろんなシティプロモーションの画像が出ると思うんですけど、できた時は、みんなタブレット持っていますので画像をこちらにいただいて、画像を見ながらまた説明をしていただくとか。ぜひ。今までは見られなかったんですけど。見られるようになりましたので、ぜひそういうのもよろしくお願ひします。

○**吉田(博)副委員長** これ、俺いつも思うんだけどさ、土浦をPRしたりさ、とにかく土浦を活性化させるには人口を増やさなくてはならないと。500万くらいの予算でよ、できんのか。予算少くないか500万なんて。小手先の政策にしか見えないんだけどな。本当に移住体験でもなんでもさ、土浦に住んでもらおうとかなんかというような今良いチャンスなんだから。500万で何ができるんだって感じがするんだけどな。

○**北島広報広聴課長** シティプロモーションでございましてけれども、広報広聴課内にシティプロモーション室がございまして、そちらで取り組む事業が500万程度ということでございまして、その他、この事業の中にも研修の実施というものでございましてけれども、各課で実施している花火大会、マラソン大会等々、いろいろイベントございましてけれども、そういった職員、各課の職員にもシティプロモーション。シティセールスの意識を持っていただきまして、市全体で発信していきたいというふうにござい

す。

○吉田（博）副委員長 予算取りすぎてっから削れって言ってるんじゃないぞ。なあ、公室長なあ。もう少し予算取ってさ、もっと大々的にやれよ。これ。どこの自治体でもみんなやっているんだけど。こういうところに金掛けないとしょうがないと思うんだけどな。これな。そういう意見です。

○島岡委員 良いところですよ。土浦市は良いところですよ。来てください。受け皿これだけありますよというのがないと。来てくださにはならないと思いますので、その先のことをぜひ頭に入れていただきたいなと思います。というのは、最近不動産をやっていますんで、思うんですけれど東京の人の人口減少が今日の新聞でも載ってましたよね。相当東京が人口減少を起こしちゃっていると。まあ、人口減少を起こしちゃっているとか流出していると。大体受け皿として、エクスプレス沿いのみどりののがすごく多いんですけれど、まだ、こっちに本格的に土浦には来ていないというのが実情なんで、その辺ちょっと頭に入れといてもらいたいなと。

○今野委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、その他令和2年度土浦市一般会計第16回補正予算（案）について資料②ア亀城プラザ関係新型コロナウイルス感染症対策事業を説明願います。

○佐々木政策企画課長 ここからは追加議案になります。交付金活用事業でございます。全て今回、補正あげさせていただきまして、次年度に繰越しさせていただければと考えている事業でございます。まず1つ目でございます。亀城プラザ関係のですね新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。タブレットでは②のアの令和2年度土浦市一般会計第16回補正予算（案）でございます。お手元のペーパーでは5ページとなります。まず1のですね事業概要を御覧いただきまして亀城プラザにつきましては、施設利用者の感染拡大防止を目的といたしまして、こちらですね、示しております改修を行いたいというものでございます。まず、1つ目でございますが、昨年12月にですね大江戸線において運転士39人の集団感染がございました。あれはトイレでですね歯磨きをしてそれで手回し蛇口を触ってそこからクラスターが起きたのではないかとおられるところでございますが、まずはその手回し式のものをすべてレバータイプのものに改修いたしたいというものでございます。2つ目でございますが、施設内のトイレにつきまして、水を流す際にですね発生する飛沫やエアロゾル感染。空気中にた้าย微細な粒子による感染でございますが、これらの感染を防ぐためにですね、和式トイレについて、すべて蓋付の洋式トイレへ改修いたしたいと。また男子トイレの小便器につきましては、洗浄方法といたしまして、非接触型のセンサーを取付けたいと。全てでございます。そういった事業でございます。その下のですね2の予算措置を御覧いただきまして、こちらの改修費1,962万円を計上いたしたいというものでございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○吉田（千）委員 良かったです。以前からとても冷たい便座でちょっと交換していただけたということで。洋式トイレということですので、一応これ暖房が付いているということで。暖房も付いている洋式トイレということですのでよろしかったでしょうか。

○佐々木政策企画課長 一応かなり品薄になっておりますので、その辺はちょっと調整をしながら、入れれるかどうか検討しながらやっていきたいと考えてございます。

○吉田（博）副委員長 交換するならあったかいやつにしろよ。

○佐々木政策企画課長 わかりました。

○吉田（千）委員 ぜひ、よろしく。

○吉田（博）副委員長 検討じゃねえよ。やるんだよ。そういうときは。

○佐々木政策企画課長 はい。わかりました。

○吉田（千）委員 今まで大変冷たくて、そういう苦情もたくさんいただいておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐々木政策企画課長 わかりました。あの、わかりました。

○島岡委員 すいません。ウォシュレット付きでお願いします。

○佐々木政策企画課長 あの、わかりました。

○吉田（博）副委員長 これさ亀城プラザって築何十年になるんだ。これ。今わかるか。

○佐々木政策企画課長 50年代ですので、そうですね40後半ですね。

○吉田（博）副委員長 昭和50年代だっけか。

○佐々木政策企画課長 そうです。

○吉田（博）副委員長 あのころできた頃は画期的だったんだけど。もう古くなってきたな。もう40年から経つんだ。金かかんなまた。

○久松委員 野口市長の時じゃなかったかな。

○今野委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料②イ企画費関係新型コロナウイルス感染症対策事業を説明願ひます。

○佐々木政策企画課長 企画費関係ですね新型コロナウイルス感染症対策事業について御説明させていただきます。タブレットでは、②のイのですね令和2年度の補正予算でございます。ペーパーでは6ページ、7ページとなります。1番の背景を御覧いただきまして、こちらの買物難民支援拡充事業でございますが、昨年6月のですね定例会におきまして、予算を計上していただき、昨年の11月からカスミスーパーさんにおいてですね、市内の希望する67地区におきまして移動スーパー事業を展開し、御好評をいただいております。始まって今3か月経ちます。そのような中ですね、数地区からは、新たにうちも走って欲しいですとか、現在回っている地区においてはですね、ちょっとエリアが広すぎるんで1か所だけでは足りないんだというような話をいただいております。ただカスミさんにおいてはですね今現在週6日、月曜日から土曜日フルで回っておりますことから、現状ではですね、新たに販売個所を増やすことは出来な

いと、大変難しい状況であるといったことをごさいます。このようなことから、このカスミさんのルートの主ルートとしつつ、それを補完拡充することを目的としまして、新たな補助制度を創設いたしたいというものでございます。2の事業概要を御覧いただきまして、具体的には現行の事業を補完拡充することを目的としてですね、新たに移動スーパーを実施する事業者を公募いたしたいというものでございまして、3の参加要件といたしましては、2つの整合性を図ると。1つ目はですね事業内容については現行の販売事業者と整合性を図ることといたしまして、2つ目は拡充に資することや新たに配車を希望する地区について移動ルートへ加えることを要件といたしたいというものでございまして、4の予算額でございまして、車両購入費用として400万をですね限度額として助成いたしたいというものでございまして、タブレットの方を1枚おめくりいただきまして、大きな5番でございまして、補助対象事業者数といたしましては1事業者と。6のスケジュールでございまして、予算がとおればですね、4月に事業者を公募いたしまして、7月には2台目を導入いたしたいと考えてございまして、7番の公募方法といたしましては、ホームページに掲載するほか、市内スーパーマーケット出店事業者には別途通知いたしたいと考えてございまして。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** 実際カスミさんの方で販売して、データとかは、こちらにきているんですか。ちょっとこの間いただいたものがあつたんで、場所によっては、全然ゼロという売り上げの場所もあつたり、見直し等もすると思うんですが、それも踏まえて、また新たに導入するという形でよろしいんですか。

○**佐々木政策企画課長** 一応3か月でデータの方はすべていただいております。今委員さんがおっしゃったようにですね、だんだん浸透してきている中で、直近の1月現在の状況を見ますと1か月に4回回って実績ゼロというところもですね、6地区ほどあります。ただ、一方で多い所はですね、1日平均が大体2万くらい、8人から10人くらい来ているところもあるといったところで。カスミさんの考えとしてはですね、まだ、3か月なんでこのまま継続したいという考えでございまして。今すぐゼロだから無くすとかですね、そういうことではないと。まずこの路線はこのまま継続しつつですね、これを補完すると言いますか、先ほども申したとおり、特に売り上げが良い個所ではですね、もっとほかにも来て欲しいんだとか。2日来て欲しいんだとか。そういう話があります。それとは別にうちも来て欲しいといった地区が3つ、4つほど来ているところがございます。ですからそういうのをですね、今現在30、40地区になるかと想定しておりますが、それをですね走れるような補完すると言いますか、2台目を走らせればという考えでございまして。

○**篠塚委員** 2台目については、現行の事業者でもいいし、他にも新規ということでもいいわけですね。

○**佐々木政策企画課長** 公募でですね、まず、それは決めたいということでごさいます。

○**篠塚委員** あの、公募する場合に、やっぱり今までのルートとか、これからのルート

とか打ち合わせをして、同一業者であればですね、できると思うんですけども、違う業者さんが来た場合に、このルートとかも公募の概要の中に入っているんですね。

○佐々木政策企画課長 当然カスミさんのルートがですね、もう1個完成していますので、それはそれで、それを補完するといえますか、当然同じ日に同じ地区で同じ時間に来られても困ると思いますので、そういった調整はですね、要綱の中に入れた中ですね、それが調整できると。そういった事業者を選定していければと考えておるところでございます。

○吉田(千)委員 ゼロ地区があるという。その要因というのは何が考えられているか聞いてもらいますか。

○佐々木政策企画課長 我々もゼロ地区。今頂いた中でですね。わかっている要因は近くにスーパーがあるのと、もう一つ大きいのは地区限定されるのであれなんですけれども、新治地区の一部では、まるもさんで、とくし丸というのが走ってございます。恐らくそちら回っているところにもですね、2か所ほど回っている地区がございまして。恐らくそのとくし丸の方に持って行かれているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○吉田(千)委員 近隣の方々。いわゆる音を鳴らして来ていただくのですが、住宅地ですと、うるさいという声もあるのかどうか。ちょっとその辺もあるんですが、あまりにも短くてなんかちょっと聞こえづらいので、分かりづらいのではないかと。ちょっとそういう私自身はそういう感覚もちょっと受けておりますので、その辺回っていくところの住宅環境にもよるかと思いますが、何かもうちょっと手立てと。それからなかなか来ていただけないところに対して、何か改めての呼びかけの回覧とかそういう地区に対してですね、そういったこともどうなのかというのも思いますので、その辺ちょっと検討していただければありがたいかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○佐々木政策企画課長 今、なかなかいつ来ているかわからないというお話ですが、それは、カスミさんとちょっと調整をさせていただきたいと思います。それとですね、今、なかなかお客さんが来ないところへの周知ですね。そちらについてもですね。最終的にこの事業、カスミさんですとか、やってくださる事業者に自走というのを目指してございますので、収益アップという部分で、その辺、事業者の方にお問い合わせと考えてございます。

○吉田(博)副委員長 これは、俺も昔やっていたんだけど行商なんだよこれ。訪問販売とかさ、外商とかかっこいいこというけど行商なんだけれどね。3か月じゃわからないんだよこれ。カスミさんが言うように、行ってもゼロのところがあるけれどもね、これ1年やってみて初めてねデータ的に出るから。1年やって駄目なところは駄目と。あるから。それはカスミさんにも良く言った方がいいや。3か月くらいのデータで今回回っているようだけれど、そんな3か月くらいではわからない。1年回って。そういう感じでやればさ、もう1台くらい増やしてね、どんどんやった方が良く思うよ。ほんとに。絶対これは売れるよ。間違いなく採算合うよ。

○佐々木政策企画課長 今回の御意見の方をしっかりとカスミさんの方にお伝えをして、今後調整をしていければと考えているところであります。

○久松委員 これなんか、来たよというお知らせは音楽なんか流しながら歩いているの。

○佐々木政策企画課長 カスミさんのお店で流れている音楽ですか。買い物するならカスミというやつですかね。あれが流れているんだと思いました。確か。

○久松委員 買い物するならカスミ。

○佐々木政策企画課長 カスミのスーパーで流れているやつですかね。

○久松委員 着いたら、着いたところで音出すわけ。

○佐々木政策企画課長 手前でですね、そのポイントに着く手前から鳴らしてくようなことでございます。ただ、先ほど吉田(千)委員がいったように住宅環境とかですね、やっぱりうるさいですとか、ありますので、状況状況に応じてですね、ボリュームは絞ったり上げたりはしているとのことでございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料②ウ事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業を説明願います。

○佐々木政策企画課長 続きまして事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして御説明の方をさせていただきます。こちら事業につきましては、2つございます。タブレットではウの令和2年度土浦市一般会計補正予算案第16回補正の部分でございます。ペーパーでは8ページ、9ページでございます。1つ目でございますが、先ほど篠塚委員からお話しございましたテレワーク環境の増築拡充でございます。

1の(1)御覧いただきまして、テレワークの環境整備につきましては、先ほども御説明させていただきました。当初予算の概要でも御説明させていただいたとおり、今現在市の単独のもの20台と国から試行的に実施しているもの20台。現在そのハードの部分、パソコンがないので7台8台しか回していないといった状況でございますが、それで今全職員を対象にお試しで実施している状況でございます。このような中、先ほどと同じような話になってしまいますが、我々が独自に入手したシステムというのは、閉域網ということでセキュリティ面です、大変優れていると。それに対して国のシステムについては一旦ですね、この行政の中から外のインターネット。一般の方が使うインターネットを活用するシステムになっているということですね。我々のシステムについては、職員が借りる場合に、ただ単に自分の自席のパソコンの数値を番号を入れればすぐ使える環境が整うと。ただ一方で国のシステムについては、今話したとおり、いったん外に出るということですね。設定について30分程度かかると。それもそれぞれの職員がですね対応することができずに、我々政策企画課の管理者の人間しか設定することができないと。そういった状況でございます。そのようなことを踏まえまして、今現在の活用方法でございますが、市の独自のシステムについては、全体の貸出し用として。また、国のシステムにつきましては、土日も含めてですね、常時ホームペー

ジの更新ですとかそういった業務が発生しております広報課職員ですとか。あとコロナの関係でいろいろやりとりしている健康増進課の職員などなどですね、長期的に利用する職員用に使い分けをしているところがございます。このような中ですね、今回の補正でございますが、今後のコロナの感染拡大施策の有効な手段としてですね、更にはその後のウィズコロナ社会において働き方改革の視点からもセキュリティ面にも優れているこの市の独自のシステム。こちらを拡充したいというものでございます。その下の

(2)の予算措置を御覧いただきまして、予算につきましては、新たに職員30人分ですね通信端末やタブレットのリース料など費用580万6,000円を計上させていただきたいというものでございます。このことにより先ほどもお話しいたしましたが、長期利用の国のシステムとは別に各課でおおむね1セット、テレワークができる端末等を配布できると。それを基に各部でですね、状況状況に応じて、割り振って活用していきたいと。そういうものでございます。続きまして、1枚おめくりいただきまして、大きな2番で押印廃止指針策定及び関係例規等の一部改正についてでございます。(1)の概要を御覧いただきまして、コロナウイルスの感染拡大が社会的に大きな影響を与えまして、その中で現在行政手続きを始めとする、様々な事務作業のデジタル化といったものが注目を集めているところであります。国におきましては、昨年度デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁をですね設置する方針を示しました。また、それを踏まえてですね全省庁に対して原則行政手続きにおいては、はんこを使用しないように要請すると。更には民間から行政へのですね手続きについては99パーセント以上押印を廃止すると。そういった方向で今進めているところがございます。こういった状況を踏まえまして本市におきましても速やかに電子申請等の行政手続きのオンライン化の実現に向けて、今現在、本市では押印が必要な申請書などはですね1,500ほどございます。それに伴い、例規ですね条例ですとか規則ですとか、それが550ほどございます。これらを国のマニュアルなどに基づきまして具体的に本市の押印の見直しに向けてですね方針を策定いたしたいと。それに伴う例規等もですね改正いたしたいと。ただ、速やかにですねこの見直しを図るためにですね、こちらの例規関係法規関係に精通している事業者へですねサポートをお願いしてですね、これを来年度一杯で一気に進めたいとそういうものでございます。(2)を御覧いただきまして、予算措置でございますが、これらの押印見直しに伴う例規整備支援委託といたしまして600万円計上させていただきました。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料②エつちうらリモートコンシェルジュシステム構築事業を説明願います。

○**佐々木政策企画課長** つちうらリモートコンシェルジュシステム構築事業について御説明させていただきます。タブレットでは②エでございます。お手元の資料では10ページになります。まず1の目的を御覧いただきまして、この事業でございますが、このコロナの感染といったものがですね、なかなか収束しない中で感染症対策の1つといた

しまして、本庁舎での対面申請等を極力回避することを目的といたしまして、市の外部施設と市役所本庁舎の各課窓口を簡単な操作でテレビ越しにつなぐことができるということがですね、テレビ会議システムを導入いたしたいというものでございます。2の導入する施設を御覧いただきまして。本庁舎及び教育委員会11か所。支所出張所及び各地区公民館13か所設置いたしたいというものでございます。概要につきましては、3のシステムですねイメージを御覧いただきまして、今現在ですね支所などにおきましては、本庁舎に行くことができないとか、交通手段がないといった市民の方が様々な申請書を支所に預けると。それをですね後日本庁舎へ支所の職員が届けるといったサービスをしているところでございます。ただ、これらの申請書がですね、たとえば国保の加入申請ですとか、児童扶養手当申請など、全く支所とは関係ない申請書でありますことから、支所ではですねチェックはせずに、そのままの状態の本庁舎の担当者へ届けていると、そういう状況でございます。その上で、本庁舎の担当者が後日内容を確認いたしまして、誤りや不備書類などが結構あるとのことでございますが、その際は改めてこの担当者がその申請された方に電話をかけて対応をお願いしているといったことで。誤り等があった場合は完結するまでは数日かかるといった状況でございます。そのような状況を踏まえまして、まずはなんとかこれらの対応を支所や公民館で完結することができないかといった考え方の下、構築したのがこちらのシステムでございます。具体的には支所や公民館など外部施設におきましては、このテレビ会議システムと、モニターとカメラとマイクとプリンタですね。プリンタを設置いたします。あと、本庁舎教育委員会におきましては、1階の窓口を持っている課を中心に各全フロアへモニターとカメラとマイクと更にこの本庁舎についてはパソコンを連動されるパソコンを設置するものでございます。その上で具体的に、例えば支所などでですね、何かしらの申請をしたいんだといった方が来た場合。支所にあるワンタッチで本庁舎を呼び出せますので、ボタンを押して関係する課の担当者を出しまして、その場で本庁舎に設置するパソコンから支所などを呼出し、対面で市の本庁舎の職員と対面で顔を合わせる状況になります。その上で申請内容を聞きまして、市の本庁舎の方はパソコンがございまして、パソコンから申請書を支所に出力すると。お手元に申請書がある状況でですね担当者とモニター越しにお話しをしながら申請書へ記入すると。また書類なども直接聞きながら整えます。そういったことでですね支所などで申請が完結するといった環境が整うものでございます。更に支所の方から公民館においても様々な相談を受けていると。そういういった状況もでございます。このシステムを使ってですね。公民館において本庁職員と対面式でですね相談業務もできるといったものでございます。更には本庁舎にはですね、大会議室用の広角カメラと集音マイクを設置いたしたいと考えてございます。今現在ですね、外部の方を交えた会議などについてはですね、書面での対応としているのが主となっておりますが、例えばこのシステムを活用いたしまして、本庁舎とですね8つの公民館で分散して通常の会議が開催することも可能となるものでございます。一番下の4の予算措置を御覧いただきまして、通常このような機器というものはですね、保守など機器がすぐに新しくなるということでリースで対応することが一般的でございますが、

なるべく今回の臨時交付金を有効活用するためにもランニングコストをほぼほぼかからないような形にしてですね、イニシャルの部分に持っていけるよう通信費などを除いてですね、機器については購入で対応いたしたいということで3,839万2,000円の備品購入費などを計上させていただきたいというものでございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料②オ広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業を説明願います。

○北島広報広聴課長 タブレットの方は②オ。お手元の資料の方は12ページをお願いいたします。広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業、新型コロナウイルス感染症等に関する広報・啓発に係る補正予算について説明をさせていただきます。補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止感染予防対策として継続的に広報啓発活動を行っていく必要がありますことから、ポスター等を制作、掲出いたしまして感染予防の啓発を図ってまいりたいと考えております。また、日本の人口の7割をカバーすると言われておりますコミュニケーションツール、ラインの公式アカウント。こちらを新たに設定いたしまして新型コロナウイルス感染症等に関する情報をリアルタイムに発信することで情報発信の強化を図ってまいりたいというものでございます。3番補正予算額でございますが、689万7,000円をお願いするもので、ポスター等の印刷に係る需用費やポスターのデザインやラインのアカウント上に土浦市のメニューを作成してもらうための委託料となっております。なお、ラインについてでございますが、1番下の米印に注釈がございますが、チャットボットと言いまして、入力された質問等に関して自動的に応答するプログラムを備えたものにしたいと考えております。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 このチャットボットは多言語対応になってできるんですか。できない。

○北島広報広聴課長 まだちょっとそこまでは。そこは調整しておりませんで、そのメニューの仕組みとか、今後そういったものも検討してまいりたいと考えております。

○篠塚委員 出来れば多言語対応できるんだったら、対応にしてもらった方がいいかと思しますので、よろしくをお願いします。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料③市長車両の更新についてを説明願います。

○塚本秘書課長 それでは、市長車両の更新について御説明いたします。サイドブックスの③市長車両の更新についてをお願いいたします。またお手元の資料は13ページでございます。市長車両について、新年度に更新するものでございます。車両更新の理由でございますが、購入後11年以上経過となる市長車両を環境負荷低減に向けた取組に即した排出ガス・燃料消費量の低減に効果が期待できるハイブリッド車に更新するものでございます。まず、現在の市長車両の状況でございますが平成21年10月に購入し

てから11年が経過いたしまして、現在走行距離は約11万5,000キロとなっております。また、エンジンは3,500ccのガソリンエンジンで環境への負荷が大きい車両でございます。なお、市長車につきましては、使用頻度が高く緊急に使用することもある車両でございます。市長が確実に移動できることが求められるところではございますが、現在のところ不具合等は生じていないものの10年を経過している車両であるため、今後、予期せぬ故障等により公務に支障をきたすことも考えられる状況になってくることも想定される状況であります。次に、更新車両でございますが、これまで同様の車両でございます。トヨタアルファードで、エンジンにつきましてはハイブリッド車を予定してございます。排気量は2,500ccのガソリン仕様で、定員は7名、燃費はJC08モードでリッター当たり18.4キロメートルでございます。ハイブリッド車を選定する理由でございますが、本市は昨年7月に、関東甲地域の45自治体とともにゼロカーボンシティ宣言を表明しているところでございます。このゼロカーボンシティ宣言とは、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明するもので、本年2月24日時点で全国277の自治体が表明するなど、全国的な広がりを見せている取組でございます。また、国におきましても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする脱炭素社会を目指すことを宣言しておりまして、遅くとも2030年台半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100パーセントを実現できるように包括的な措置を講じるとしておるところでございます。本市の脱炭素に向けました主な取組・施策につきましては、昨年3月に策定いたしました第二期土浦市地球温暖化防止行動計画に基づき、市民・事業者・行政が、協働・連携の下、新たな施策・取組を検討し、温室効果ガスの総排出量を2030年度までに2013年度比18パーセント以上削減を目標に脱炭素に向けた取組を推進していくとしているところでございます。具体的な取組内容といたしましては、可能な限り環境対応車を導入するという取組でございます。これに合わせまして、市民・事業者・行政を対象に求めるもので、特に、事業者や行政につきましては、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むことが望まれているところでございます。これに合わせまして、今般の市長車の更新に合わせてハイブリッド車を導入するものでございます。更新の方法でございますが、5年間のリースにて導入してまいりたいというふうに考えております。リース料金につきましては、月額8万8,800円に消費税を加えた9万7,680円を8月から来年3月までの8か月分の78万2,000円をお願いするものでございます。なお、リース料金に含まれる経費でございますが、自動車重量税、自動車税、自賠責保険、法定点検、オイル・バッテリー・タイヤなどの消耗品、また車検代などがございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○吉田(博)副委員長 これは議長車と全く同じ車種か。

○塚本秘書課長 はい。同様の車種でございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。その他市長公室から何かありま

すか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 市長公室の皆さんは退席して結構です。ここで10分間の休憩行います。

(市長公室退席)

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

(総務部入室)

○**今野委員長** 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。まず初めに、皆様にお諮りいたします。このまま総務部の案件について協議いたしますと、お昼になってしまうので切りの良いところで午後から再開いたしたいと思えます。まず最初に、先日の地震の際は皆様たちは庁舎の方にお集まりいただき、市民の安心安全のために御尽力いただきましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。これより、総務部の案件につきまして、協議を行います。執行部におかれましては、委員がタブレットに不慣れであるため、委員がタブレットの資料を見ているか確認しながら説明の方をお願いします。それでは、総務部ファイルに基づきまして、まず、令和3年度予算(案)についてを説明願います。

○**真家総務課長** タブレットにおきましては①の部分ですね令和3年度予算(案)についてでございます。委員会資料につきましては、1ページになります。それでは令和3年度予算(案)について御説明いたします。地域防災対策整備事業でございます。まず、事業の目的でございますが、本市の地域防災計画に基づきまして市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、今後予想されます首都直下型地震などの大規模災害に備えるために防災減災対策の充実を図るものでございます。次に事業の概要欄を御覧いただきたいと思えます。これまで本市におきましては、東日本大震災などの災害を教訓といたしまして、地域防災計画の見直しや避難所におきます非常食。防災資器材の備蓄。更には防災行政無線等の情報伝達手段の整備。災害時の給水拠点の整備などによりまして、減災対策を進めてまいりました。これらを踏まえまして令和3年度に予定していますのは、記載にございます5事業でございます。今年度事業内容の欄のところを御覧いただきたいと思えます。平成24年に改訂いたしました地域防災計画の改定を予定してございます。更に防災倉庫への備蓄品の配備。地域の公民館や公園の敷地内に防災用の井戸を整備する費用の補助でございます。更に防災行政無線のバッテリーの修繕も予定してございます。来年度の新規事業といたしまして、1番下のところですね地域防災サポーター育成事業につきましては、平常時は住民への情報提供や啓発活動を行うとともに、災害時には住民の安否確認。更には避難所運営にあたりまして中心的な役割を担う地域防災サポーターの育成事業。こちらの実施を予定してございます。今後につきましても、避難所などの環境整備や自主防災組織の育成を図るとともに、災害時の迅速かつ的確な情報を発信手段の確保に努めるなどさらなる地域防災力の強化を目指し

てまいりたいと考えてございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**柴原委員** 防災無線は、はっきりいって長すぎるんだよ。があがあ入っちゃってわからないの。もう1回点検してもらった方がいいよ。

○**真家総務課長** 防災行政無線なんですけど、バッテリーがですね一応5年というような部分もございまして、場所によってはバッテリーの影響で今委員がおっしゃったようにですね、ちょっと不良の状態もありますので、そちらにつきましては、後ほどですね場所をお伺いしまして、そちらの点検の方をさせていただきたいと考えてございます。更にですね、今関連でお話しございましたけれども、そのバッテリーの修繕につきましても、こちらの方ですね4番目ですか、防災行政無線の整備事業のところで屋外子局バッテリー修繕というところで、今後計画的にですね市内215か所防災無線あるんですが、24基ずつですね。そのバッテリーの修繕を行っていく予定となっております。今、委員がおっしゃいましたように場所によってはですね不良もございましてその場合は随時ですねお申し出いただければ点検して修繕の方をしてまいりたいと考えてございます。

○**柴原委員** 充電だかなんだか知らないけれど。やっぱり流している時に聞いてもらっていた方が1番良いんだよね。それはうちの前なんだけれど何にも聞こえない。ぎゃあぎゃあぎゃあ怒鳴ってばかりいて。そういうあれでは、周りの人も思っていると思うんだよ。新治の時は良く聞けたと。なんだから悪いんだよ。音によっては、あんまりマイクをつけても良くないんだよな。そういうことでよろしく願います。それとね、防災で12時に何か鳴らすことはできないのか。お昼ですって。防災無線で。できないの。それは。

○**真家総務課長** 一応ですね、昔はですね、例えば新治地区におきましては、お悔やみの放送であったり。そういった放送もされていたという話もお聞きしておりますが、今ですね防災行政無線については、一応用途はですね、かなり緊急性のあるものに絞ってですね運用している状況でございまして、夕方の放送は毎回しているかと思うんですけども。お昼の放送については今のところやっていませんし、今のところは検討していない状況なんでございますが。

○**柴原委員** 年寄りには畑にいて困っちゃう。いつ帰っていいかわからない。飯も食わないでやっている。暑い時期でも。あれなんとかならねえかと言われたもので。それだけ考えていてくださいよ。

○**吉田(千)委員** 地域防災サポーター育成事業で防災士資格取得支援。これは支援等ですからいろいろ見込んでいるかと思うんですが防災士の資格を取る方、何名くらいを予定をされているのかお伺いいたします。

○**真家総務課長** 来年度予算ではですね、一応5名分を見込んでおります。1回の講習につきまして1万1,500円かかりますので、そちらの5名分ということで。予算化を考えております。

○**吉田(博)副委員長** 防災井戸。ずっと毎年これやっているけれども。令和3年度の

予算500万。井戸は1本掘ると100万だから5か所ということかなと思うんだけど、今まで累計で何カ所整備して井戸掘って、この500万というのは、今いったように5か所だと思うんだけど、希望があるところを予算化しているんだろうから。その辺ちょっと詳しく教えてくれる。

○真家総務課長 市内171町内会ございまして、現在のところですね52か所整備済みでございます。更にこの制度26年から始まってございまして、その時点で既にあった町内会が25か所ございまして、全体で77か所。整備率につきますと45パーセントということになってございまして。こちらにつきましてははですね補助金検討委員会等でも今後の町内会の意向調査を行って。その周期ですねいつそれを終わらせるかということにつきましても、そちらも検討しながら。ちょっと意向調査はですね3年前に行ってございまして、また最近、近々ですねまた意向調査の方を行いまして、周期の方も今申し上げた通り設定した上で予算化の方を進めてまいりたいと考えてございまして。

○吉田(博)副委員長 そうだな意向調査というのはいい。3年前にやるといところでそれを基にしたんだけど、やはり、3年とか過ぎると区長も変わったりとか住民意識も変わったりするから、それ意向調査は今後も大事に続けてください。大変結構だと思いますそれは。

○今野委員長 その他、何かありますか。では、私から1つ。先ほどの防災行政無線なんですけれども。先日の地震の時に新治地区。あと神立の一部が停電になったということで、防災無線がやはり停電ということで、アナウンスがなかったというふうにいるんですけれども、それは本当かどうか。もし、そうだとしたらそれに何か対策、対応策は考えていらっしゃるのか伺います。

○真家総務課長 2月14日の地震につきましては、5弱の地震でございました。防災行政無線につきましては、正直なところホームページ等ではですね避難所の開設状況につきましては周知させていただいたところなんですけど、防災行政無線は放送してございませんでした。防災行政無線の停電の場合の影響でございまして、停電になってもバッテリーを備えてございまして放送はできるような状況にはなっております。

○今野委員長 先日の地震の時もアナウンスをしようと思えば実質的にはできたということですか。

○真家総務課長 放送をすればアナウンスする状況にはありました。あと、もう1点ですね5強になりますと自動的にですね。防災行政無線流れるような設定にはなっております。

○今野委員長 では、なぜ流さなかったかというのはちょっと間に合わなかったということですか。アナウンスをするということに関して。

○真家総務課長 この間の地震につきましては、地域も限定的だった部分もございまして、放送は流してございませんでした。ただですね安心安全メールですとか、ホームページにおきまして避難所の開設等については、周知はさせていただいたところでございます。

○今野委員長 ただやはり、深夜のことでもありますし、御高齢の方とかホームページ

を見るとかそういうことはちょっと難しい状況にあったかと思しますので、今後ちょっと柔軟な御対応をいただければとお願いいたします。その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを説明願います。

○**今野人事課長** タブレットの資料では2の損害賠償責任の免責条例の制定について。紙の委員会資料については2ページを御覧願います。それでは市長等の損害賠償責任に関する条例の制定について説明をさせていただきます。1の制定理由を御覧願います。本案は地方自治法の改正に伴いまして制定するものでございます。現状では住民訴訟の結果、故意や重過失がない場合でも個人として実質支払いが不可能で多額な損害賠償責任を追及されることがあります。これは職務執行における大きな心理的な負担となっておりました。このことについて、今回の法改正に伴いまして、市長等が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときの賠償責任額を限定する条例を定めることが可能となったことから、当該条例の新規制定を行うものでございます。次に2の制定内容でございます。(1)の概要でございますが、市長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な損失がないときは、損害賠償責任額から市長等に係る基準給与年額。年収に当たりますが。それぞれの職に応じた乗数をかけて得た額。そこまでが責任を負う額ということで、それを超える部分につきましては、免責をされるというものでございます。続きまして、(2)の対象者でございますが、記載の市長、副市長、教育委員会の教育長と委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産税評価審査委員会の委員、その他市職員となります。(3)説明文の下の方に、最低責任限度額の例がございます。こちらを御覧いただきたいと思えます。市長を例とした場合。基準給与年額に乗数の6をかけた額。9,180万円が最低責任限度額となります。仮に損害賠償責任額が1億円だった場合、最低責任限度額の9,180万円を超える820万円につきましては、免責される額ということになります。また、一般職につきましては、乗数が1のため、それぞれの基準給与年額となるため幅があるものでございます。3の条例の施行期日につきましては、公布の日からとなります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)副委員長** 市長は、保険をかけているんだよな。それもこういうふうな訴訟で負けた時とかのために、結構高い金なんだよな。保険金が。それが今まで通例で、もし何かあれば、必ず裁判でも何でも相手となるのは首長だからな。そういう意味でも、月いくらだったかなちょっと忘れたけれど、年額にすると相当な保険金をかけているというのが首長なんだよな。それは変わらないかな。今後もこの条例になっても。どうだろう。

○**今野人事課長** ただいま、吉田(博)委員がお話しありましたように、首長の場合、ちょっと記憶では50万を超えるような額だったと思うのですが、それを保険金として支払っていると。一方、この場合、善意で重過失がない場合ということなので、実際のところあんまり例はないと思うんですね。実際は重過失が問われる裁判になって、それ

で賠償責任が問われるということになってくると思われますので、そちらの保険は、保険でまた必要になってくると考えております。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、財産管理関係新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算（案）についてを説明願います。

○**秋山管財課長** ③番新型コロナウイルス感染症対策事業の補正予算（案）についてお聞きください。資料の方は3ページの方になります。御説明させていただきたいと思えます。初めに今回の補正の理由といたしまして、公共施設における新型コロナウイルス等の感染症対策としまして空気清浄機などの導入により衛生環境の向上を図りたいと思えます。また、茨城県の電子申請を利用しまして、県内自治体共同で入札参加受付を行うシステムに加入し、参加事業者の負担を減らすとともに、新型コロナウイルス感染症のリスクを軽減するため増額補正するものでございます。事業の内容といたしましては公共施設に新型コロナウイルス感染症対策としまして、空気清浄機、加湿器、顔認証型のサーマルカメラ、複数人同時検出ウォークスルー型のサーマルカメラを購入することにより、環境衛生についての向上を図りたいと思っております。また、茨城県の電子申請を利用しまして県内自治体共同で入札参加システムに加入することにより、入札参加事業者の負担を減らすとともに、新型コロナウイルス感染症のリスクを軽減したいと思えます。補正予算額なんですけど、2款総務費1項総務管理費8目財産管理費17節備品購入費は新型コロナウイルス感染症対策として本庁舎を始めとする各施設に設置する空気清浄機の29施設のうち33台。加湿器24施設に80台。サーマルカメラ顔認証型を7施設に15台。複数人同時検出ウォークスルー型サーマルカメラを2施設に2台の購入で2,081万8,000円の増額補正をするものです。また、18節負担金補助及び交付金は茨城県の入札参加受付システムを導入するためのシステム構築負担金といたしまして、茨城県と開発企業の方に合わせまして126万7,000円の増額補正。負担金として支払うための増額補正をするものです。また、これは本年度執行が難しいため、令和3年度に全額繰越する予定となっております。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** これ、財源はどこですか。

○**秋山管財課長** こちらにつきましては、財源は、財産管理型新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定でおります。それともう1つ。寄付金といたしまして100万円がそちらの財源となります。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** この件については、この程度とします。それでは次の1議案を説明いただいて、午前の部を終了したいと思います。次に、専決処分等の報告関係土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（専決処分）を説明願います。

○**今野人事課長** タブレットの資料では④特殊勤務手当の条例の一部改正について。そ

れから、こちらの方では1ページ。委員会資料。ペーパーの方では4ページを御覧願いたいと思います。土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の専決について説明をさせていただきます。こちらの1の改正理由を御覧願います。新型インフルエンザ等特別措置法等の一部改正がありまして、その施行に伴い関係政令の整備及び経過措置の廃止に関する政令が令和3年2月3日に交付され、10日後の2月13日から施行されました。これに伴いまして、土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の新型コロナウイルス感染症の引用元の新型コロナウイルス感染症を指定感染症して定める政令の廃止が決まったことから、同条例の一部改正が必要となり、次の2改正内容にありますとおり定義の規定を追加するものでございます。今回法や関係政令等の交付から施行までが短期間であったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきます、改正し令和2年2月13日から施行させていただいたものでございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。それでは午前の部は終了させていただきます。再開は午後1時から再開いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時 再開)

○**今野委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。機構改革に伴う一般会計補正予算の専決処分について及びその他土浦市本庁舎配置図は関連がありますので一括して説明願います。

○**秋山管財課長** サイドブックスの5番機構改革に伴う一般会計補正予算の専決処分についてをお開けください。お手持ちの資料は7ページになります。それでは御説明いたしたいと思います。今回機構改革に伴い庁舎内で新設する部署、拡張する部署ができることから必要な工事及び備品を揃えなければならなくなりました。そのため、当該予算について専決処分により対応したものです。補正の内容といたしまして、執務室整備としましてウララビル4階の道路建設課北側窓口部分を通路側に4メートルほど拡張し、OAフロアとして使用できるようにいたします。ウララ2ビルの8階のこどもランド脇にある図書学習コーナーに新たにこども未来部保育課として活用するためOAフロアカウンターの新設ネットワーク整備のための工事を行います。また、新設される部署等の座席、ロッカー等が必要になることから購入いたしたく、補正予算額内ですが14節工事請負費で1,430万。17節備品購入費で880万円を増額補正しました。前後しますが、新年度の機構改革につきまして12月18日議決いただいたあと、新設部課の執務スペースの検討を重ねてまいり、1月25日に新設拡張される部署に必要な工事費、備品購入につきまして専決処分をさせていただきました。その後のスケジュールといたしましては、ウララ4階、ウララ2の8階の執務室工事及びネットワーク整備工事は2月中に詳細部分の見直し、最終調整をしたところから、4階はウララビル施工業者である熊谷組とウララ8階は教育委員会施工業者である大島工務店とネットワーク整備

工事は、ウララビルのネットワーク工事をやりましたつくば電機通信と3月1日に随意契約する予定になっております。工期といたしましては、3月26日までとします。執務室内の備品購入につきましては、2月12日に指名入札の公告を行い、3月3日に入札する予定になっております。納期は3月29日までを考えております。なお、職員、その他備品の移動につきましては、3月31日の閉庁後に行い、4月1日から通常業務をする予定になります。こちらについての説明は以上になります。続きまして、関連事案になりますので、サイドボックスの2ページ目をお開けください。お手持ちの資料の8ページの方になります。土浦市本庁舎配置図の方を入れさせていただきました。機構改革に伴う本庁舎内の配置換えにつきまして、ウララ1。この庁舎ですが、これの1階にはこども未来部を保健福祉部、高齢福祉課の位置に新設設置しまして、こども未来部のうち、こども政策課とこども包括支援課が高齢福祉課の位置になります。高齢福祉課は現在のこども相談課、こども福祉課の位置。国保年金課脇に移動になります。2階は課の配置換えはありません。サイドボックスの3ページの方をお開けください。資料の方では9ページになります。3階は産業経済部を新規設置いたします。総務部防災危機管理課が現在の危機管理室の位置に新設になります。そのため、総務課、管財課の位置が幾分ずれていきます。4階は都市政策部を新規設置いたします。都市整備課を現在の公園街路課の位置に新規設置しまして、道路建設課が手狭になることから窓口カウンターを一部北側通路に4メートルほど拡張いたします。サイドボックス4ページをお開けください。お手持ちの資料の方は10ページをお開けください。ウララ2ですが7階の文化生涯学習課の位置に生涯学習課と文化振興課を新規で設置いたします。ウララ2の8階はこども未来部保育課をこどもランドの一部である学習コーナーに新規で設置いたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** こども未来部の課の配置なんだけれども、これ、保育課をとんでもないところに持って行って。これ不便きたさくないですかね。こども未来部1階に配置できなかったんですか。

○**秋山管財課長** 実際なんですけど、1階の方福祉部関係でほとんど一杯になっておりまして、本当であればこども未来部として保育課の方も一緒にいたしたかったんですが、ちょっとスペースにも余裕がございません。そのために保育課だけがちょっと突出してウララ2の8階の方に移させていただきたいと思っております。

○**望月総務部長** 補則でございますけれど、委員から御指摘いただいたとおりですね、本来であれば3つの課が一緒の位置が理想ではありまして、かなり検討したわけなんですけど、なかなかスペースが、これまでの保健福祉部の業務でありましたので、1階に全部収まらないというようなことがありました。それで今回保育課の方の業務分担がですね、これは部を新設した一番の目的になるわけですけど、こどもの施策をですね、これまで教育委員会の方と保健福祉部の方で分かれていた部分がありまして、具体的に申し上げますと児童クラブの部分なんかはこれまで教育委員会で担当していたわけですが、今回新しい部の設置に伴ってですね保育課の方で、その業務もやるというようなことが

ありまして。本庁舎の2階、3階、4階の方でスペースを空けられないわけではなかったんですけど、これまでの教育委員会で担っていた業務ということもありまして、あるいはこのこどもランドの施設そのものがこども未来部の所管になるということで、こどもランドの奥には東崎保育所の分園もあるということで、フロア全体をこどもの保育、子育てのフロアにしたらということで、最終的にはこういうような形で設置したものでございます。御指摘があるとおりにですね離れてしまいますので、市民の方が不便にならないようにですね。保育課にきた方が保育以外ですね児童虐待とか、あるいは別の子育ての施策のことなどについて、相談がある場合も考えられますので、そういったときにワンストップで可能な限りやるべきだというふうに考えておりますので、その辺については、場所は離れていますけれどもお客さんをなるべく動かさずにですね、今日午前中に補正予算の御説明で政策企画課の方からリモートシステムの導入について御説明があったかと思うのですが、モニターを本庁舎と保育課の方で結びましてなるべくお客さんを移動させないで相談なんかも受けられるようにですね、そういった工夫はしていきたいと考えております。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、議長車両の更新についてを説明願います。

○**天貝議会事務局次長** 議長車の更新ということで御説明の方をさせていただきます。本年11月に13年目の車検を迎えます議長車を更新する事業でございます。現在の議長車は1番に記載のとおりクラウンハイブリッドで、走行距離は10万キロを超えてございます。2番の更新する車両でございますけれども、先ほど市長車の説明があった際に議長車と同じという御説明がありましたので、割愛をさせていただきたいと思えます。3番の更新の方法ですけれども、こちらも市長車と同じリース方式で5年間の期間を考えてございまして、8月頃の納車を想定していますことから8か月分の予算を新年度予算に計上しているということでございます。また、リース料金に含まれる経費につきましても、市長車と同様となっております。この議長車両を更新することによりまして、燃費性能が向上するほか、乗車定員が増えます。そうしたことから県議長会の研修会の際には議長以外の出席議員の方も同乗が可能となりますので、随行する職員に係る経費の削減も期待できるというふうに考えてございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。その他総務部から何かありますか。

○**望月総務部長** 私の方から最後に1点だけちょっと報告させていただきたいと思えます。ご承知のとおり、現在税の申告を受付しているところでございますが、新型コロナウイルスの関係から国税であります所得税の申告期限が1か月延長になっております。これを受けまして、市県民税につきましても申告期限を当初の3月15日までを1か月

延ばしまして4月15日までということで延長をしております。3月16日以降の延長期間になりますと課税課の窓口で受付できますのは市県民税のみということになっておりまして、国税の所得税の申告については、税務署で行うという分業体制で受付を継続してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 総務部の皆さんは退席して結構です。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○今野委員長 これより市民生活部の案件について協議を行います。まず最初に、先日の地震の際は皆様たちは庁舎の方にお集まりいただき、市民の安心安全のために御尽力いただきましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。それではこれより、市民生活部の案件につきまして、協議を行います。執行部におかれましては、委員がタブレットに不慣れであるため、委員がタブレットの資料を見ているか確認しながら説明の方をお願いします。それでは、市民生活部ファイルに基づきまして、まず、資料①土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてを説明願ひます。

○渡辺環境衛生課長 紙ベースの総務市民委員会資料では1ページとなります。土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてでございます。こちらは湖北環境衛生組合に係る一部の改正でございます。初めに1番改正の趣旨でございますが、湖北環境衛生事務組合につきましては、12月議会で脱退の議決をいただいたところでございますが、今年度末で組合を脱退いたしまして、来年度から全市の処理を汚泥再生処理センターで行いますことから、条例の一部改正を行うものです。2番の改正内容でございますが、大きく2つございます。1つは本条例中の湖北環境衛生組合の名称を引用している部分を削除するもの。2つ目には新センターには現在のリッター単位の料金換算からキログラム単位の料金換算になるため、処理手数料の単位を変更するものがございます。手数料に関しましては現在も10リッター18円でございますが、新価格も10キロ18円としておりまして、処理手数料の金額の変更の方はございません。条例の施行日は令和3年4月1日でございます。続く2ページから5ページにかけて、めくっていただきますと、こちらの方はですね条文の改正前後の対照表となっております。こちらの方は御覧いただければと存じます。またですね、条例には該当いたしません。4月1日から現在の衛生センターから汚泥再生処理センターへ名称の方は変更させていただきます。この場で御報告させていただきます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、令和3年度予算(案)に

ついて資料②ア地域公民館整備事業を説明願います。

○**五来市民活動課長** サイドブックスは②のア。紙資料につきましては市民生活部資料6ページをお開き願います。市民活動課の令和3年度主要事業1つ目でございます。地域公民館整備事業でございます。町内会等の地域活動や交流の拠点でございます地域コミュニティ施設、公民館の新築等に補助することによりまして、地域住民の連帯感、そしてコミュニティ意識の高揚を図っていくものでございます。令和3年度は、新築・改築が烏山二丁目の1団体、修繕が並木連合・殿里町・中央二丁目の3団体を予定してございます。これまで、本事業によりまして新築・改築が42件、増築・修繕46件の補助を行ってまいりましたけれども、既存公民館の老朽化が進んでおりますことから、今後も各町内会からの要望が予想されるものでございます。なお、令和4年度以降の補助制度について変更を予定しておりますことから、そちらの内容につきましては、後ほどその他のところで御説明させていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

今野委員長 この件について何かありますか。

○**吉田(博)副委員長** 並木連合ってどこ。

○**五来市民活動課長** 並木1から4西東でございます。

○**吉田(博)副委員長** これはお稲荷さんのところにある公民館だろう。

○**五来市民活動課長** 支所の先の。

○**吉田(博)副委員長** だろう。新築してまだ、何年も経ってないだろうよ。

○**五来市民活動課長** 後ほど、こちらは、ただ補助要件で20年以上は経過してございますので。

○**吉田(博)副委員長** 20年経ってるかい。

○**五来市民活動課長** 後ほど、調べまして、御報告いたします。

○**吉田(博)副委員長** 近所だぞ。20年。経ってないよ。

○**五来市民活動課長** すいません。大変失礼しました。こちら修繕になりますので、そこまではすいません。ちょっと新築と勘違いしました。

○**吉田(博)副委員長** 修繕は別に新築後何年とかなかったんだっけか。

○**五来市民活動課長** 5年経過してからということに。新築、前回の修繕から5年経過という。すいません。

○**島岡委員** 烏山二丁目の公民館の件なんですけれど。隣に公園がございます。やはり、公園と公民館とは管轄が違うと思いますが、使う方は一体として使わせていただくと、すごく市民の皆様が喜ぶんじゃないのかなと思うんですね。この間も実は公民館にある物置を置かせてもらうのという話をさせていただきましたけれど。一体として使うのには木がもっさりしてたり、なかなかいろいろあって問題があるなと思いますので、ぜひその辺ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

○**五来市民活動課長** 公園街路課の所管となりますので、今ちょっと別になっておりますが。はい。御意見として伺わせてもらいます。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料②イ協働のまちづくりファンド(ソフト)事業を説明願います。

○**五来市民活動課長** 続きまして、サイドブックスの方は②のイ。紙資料につきましては7ページでございます。協働のまちづくりファンド事業のソフト事業でございます。市民活動団体が自ら行いますまちづくり活動に対しまして補助をすることで、魅力的で個性豊かな活力ある地域社会の実現というのを目指してございます。地域活性化や地域課題の解決を図るために市民団体等が自ら実践する新たなまちづくり活動に対する補助事業でございます。令和2年度はですね、コロナの影響がございまして、継続はちょっとできませんで、新規1年目が2件が実施をされました。令和3年度につきましても新規上限が30万円。継続上限20万円ということで予定をしております。募集期間につきまして、これまで年1回の募集でございましたが、6月の末くらいまでの募集をしておりましたけれども、やはり実施が秋以降になってしまうところがございます、今年度から新たに年2回募集をすることで、さらなる基金の活用というのを図ってまいりますのでございます。補助しております。説明は以上です。よろしくお願ひします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料②ウ空家等対策推進事業を説明願います。

○**坂本生活安全課長** ②ウ空家等対策推進事業のファイルとなります。紙資料の方では8ページの方をお願いいたします。空家等対策推進事業でございます。事業の目的としまして、近年、空家等が増加し、これらの中には適切に管理が行われなまま放置された結果、建物倒壊の恐れ、公衆衛生の悪化など、多岐にわたる問題により、周辺的生活環境に深刻な悪影響を及ぼしているものがあり、このような案件に対して総合的な空家等対策を推進することにより、市民の安全で安心な生活を確保し良好な生活環境の保全を図ることを目的としています。今年度の事業は、調査の結果、所有者が不明な状態で放置されている空家で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険でありまして、更に近くに小学校もあり、子供たちの通学路にもなっているということから、空家対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、略式の代執行による解体撤去工事を行うものでございます。予算額は官報などへの公告費などを含めて313万円を計上させていただいております。今回のケースは、国の補助が約35パーセント受けることになっております。今後もこのような特定空家等で生活環境に深刻な悪影響を及ぼしている空家の解消に向けて取り組んでいきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** この特定空家ということで解体撤去するのは、これが初めてですか。

○**坂本生活安全課長** 特定空家に認定したものをやるのは初めてでございます。

○**久松委員** 所有者不明物件というのはどのくらいあるの。

○**坂本生活安全課長** 所有者不明というのは、パターンが何通りかありまして、これは払下げ住宅。海軍からの払下げ住宅なんですけど、払い下げた結果で登記簿にも載っていない。借りた方が不明になってしまっている。そういったものが1パターン。それから、相続放棄をされて、そのままだれも相続することがない物件。その2つのパターンがございます。市内の全体の棟数が、今1月末現在で675件空家がありまして、そのうち362件が管理不全というような状況になっております。その中で、どれだけ所有者不明があるのかというのは現在、登記簿の調査。そういったものを行ってからやりますので、正確な数字をまだつかんでおりません。

○**久松委員** ということは、正確には今のところは、数字的には確認できていないということですか。

○**坂本生活安全課長** はい。

○**久松委員** もう1点。持ち主が亡くなって、相続する人がいなくて、そのままになっている家屋。私の知っているところであるんだけど、親戚はあるんだけど、相続をしているわけではないんだけどね。そうすると、これ管理不全になるのは時間の問題になってくると思うんだけど、対応策はないんですかね。

○**坂本生活安全課長** 地域からの情報で生活安全課の方は空家ということで認知しまして管理台帳の方に登録していくというのが、一つの作業になってまいります。そのあと登記簿や何かを調べて、とりあえずは所有者といわれている方の状況を確認してみますと死亡しているとか、ということが判明しまして、そうするとそれを今度は、その方の戸籍と家族構成等を全部調べまして、生きていらっしゃる方に所有者の対象となる方全員に今このような状態で家が建ってますよと。空家になっていて、管理不全になる前の段階では相続権者若しくは所有者に値するんですが、今後どのようにされるんですかというような通知文を送ります。反応が返ってくれば、当然適正に管理していただきたいというようなことで行うんですが、反応がなく、もしくは相続放棄をするつもりですよとか。そういったようなことで、なったときにはまずは管理をどなたかが管理をお願いをするんですが、反応がないままに放置されて管理不全になっていくというのをなんとか食い止めるための通知。それが管理不全でなってしまった場合には、所有者の方には繰り返し、所有者と思われる方、それから相続の対象となる方には繰り返し通知文を送って管理していただきたいというようなことで指導をしていくというような段階になっています。

○**久松委員** 相続ないし相続するだろうと思われる人がいないわけよ。そうすると文書の送りようがないわな。

○**坂本生活安全課長** 戸籍上、法律上がもし、相続の対象になっているのであれば、それは繰り返しお送りします。もし、そこに住所だけがあって住んでない。といった状態で、その方を特定することが出来ないという場合には、こちらで管理。市の方で状態を見ながら場合によっては応急処置をしながらやっていくというような方法もあるんですが、生活安全課の空家対策の方では、とにかく所有者を見つけだす。近所の聞き込みから、戸籍の調査。そういったものを全部やって。とにかく所有者と思しき方を調べていくというような定石となります。

○篠塚委員 この物件略式代執行をした場合に、所有者はいないですよ。これ相続何もなく、その土地の名義というのはどうなんですか。市の名義になるんですか。

○坂本生活安全課長 今回のケースは土地の所有者と上物の所有者が別。上物の所有者はいないんですが。土地の所有者は親の代の時にこの土地を貸していたというようなことだけがわかっておりまして、上物の借りていた方の存在が、代替わりをしましていてつかめることができないと。ということが判明していますので。今回、略式の代執行をした場合には、土地の所有者には一切所有が変わるといようなことはございません。

○篠塚委員 土地の所有者。貸していた人のところに戻るんですか。この土地は。戻らない。

○坂本生活安全課長 土地の所有の方は今現在も所有者ですので、上物を撤去しても所有者の状態ということになります。

○篠塚委員 その方は固定資産税は払っている状況になっているんですかね。

○坂本生活安全課長 土地の所有者の方は、土地の固定資産税を払っております。

○篠塚委員 なるほど。ありがとうございます。

○吉田（博）副委員長 これはこれから毎年増えていく。調査をすればするほど増えていくよな。

○坂本生活安全課長 特定空家という状態が代執行の対象となってきまして、今現在、市内にはこの物件を含めまして12件ございます。ただ先ほど御説明させていただいたように、所有者が存在するものは解体なども所有者にやってもらうのが原則ですので、所有者がいる方の土地に対しては、所有者がいる家屋に関しましては引き続き所有者にやっていただく。それから、先ほどの相続放棄とか、こういった所有者がわからない。不存在というようなものに対しましては、司法書士会とかそういったところと相談しながら、新たな活用ができないかというようなことを模索しながらやっていくので、なるべく特定空家イコール解体というようなことにはなっていないと思います。

○吉田（博）副委員長 所有者がわかっても、その所有者が遠方とかいろいろ事情があっていわゆるその解体をできないと。じゃあ市の方で解体しますからお金だけ払ってくださいみたいな交渉もできるよね。これね。解体にこれくらい市では見積もりをとってこのくらいかかりますよ。この金をいただければ市の方で解体をいたしますと。いようなこともできるんだよな。たしか。どうだっけ。

○坂本生活安全課長 今現在そのような制度はございませんが、ただ放置されている状況がいろいろ所有者によっては違うと思うんですが。市の方でまずは解体してお金を徴収するということになってきますと。徴収するための能力というものはかなり、かかってくるのかなと思われまして、かなり労力を要するようになってしまうので、立て替えて壊すというよりは、やはり所有者の方にやっていただくというのが原則になってくると思います。

○吉田（博）副委員長 私らも空家対策で全国視察に行っているけれど、要するに市が立替えるんじゃなくて、所有者と話をしてみ積もりを取っていただいて、このくらいの

家だからこのくらいかかる50万かかりますよとか、その金を支払っていただければ、市の方で解体しますよというような契約だから。だから先に貰っちゃうのよ。要は。やってから払って言ったって、払ってくれる人ばかりはいないから。そういうふうに所有者が、要するに近在にいないと遠いところだから、そういった業者も知らないし、というようなところがあれば、やはり頼るのは市だから。市は業者に見積もりを出させる。でこんだだけかかると、それで良いならば払ってくださいと。振り込ませて、それから市がやるというのが。方法はできるんじゃないの。

○坂本生活安全課長 委員さんおっしゃるとおりだと思います。市の方でも市内にいない方。やはり空家になってる所有者の方市内にいない方も数多くいるのですが、そういった方には、こちらから建設業の解体の方の紹介をしまして、直でどのくらいの見積もりになるのかというようなことで、まずは相談を向けるといったような。こちらの方で生活安全課の方でも行っております。

○吉田（博）副委員長 あともう1つ。所有者不明ということで、官報に載せるしかないんだけど。その官報に載せる期限は1年でいいんだっけかこれは。

○坂本生活安全課長 約40日間です。

○吉田（博）副委員長 40日くらいでいいのか。ああそう。それは短くていいやな。はい。わかりました。

○今野委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料②エ一般廃棄物有料化事業を説明願います。

○渡辺環境衛生課長 委員会資料では9ページとなります。よろしくお願ひします。一般廃棄物有料化事業でございます。初めに事業の目的でございますが、家庭ごみの処理を有料化し排出者の意識改革及び排出量に応じた費用負担の公平性を確保するとともに、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るものでございます。令和3年度の事業の概要といたしましては、平成30年10月の有料化開始後、ごみ排出抑制の意識が市民の皆様へ浸透してきており、計画どおりごみの減量化が進んでいることや、家庭の経済的負担の軽減を図るために10月1日よりごみ袋の価格を値下げすることといたしました。改訂期日の10月1日に向けて混乱のないように市民の皆様への周知。改正に伴う様々なシステム変更及び販売店との調整を行っていくものでございます。今後も引き続き様々な媒体をとおしてですね、市民の皆様へ排出状況などを丁寧に周知しまして、さらなるごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいります。また、総務市民委員会におきましても、今年度のごみの排出状況や減量化の数値など、集計が整いましたら新年度にて御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。
（「なし」という声あり）

○今野委員長 この件については、この程度とします。次に、資料③オ第3次ごみ処理基本計画策定事業を説明願います。

○**渡辺環境衛生課長** 紙ベースの委員会資料では10ページとなります。第3次ごみ処理基本計画策定事業でございます。初めに事業の目的でございますが、第3次ごみ処理基本計画を策定することにより、更なるごみの減量化と再資源化を推進し、ごみ排出量と処理経費の削減を図りまして、循環型社会形成を目指すものでございます。事業概要といたしましては、令和3年度に現在の第2次基本計画の後期計画が最終年度となることから、総括を行いまして、市民の皆様の御意見。国県の動向や社会情勢などを踏まえ、令和4年度から13年度までを計画期間とする第3次ごみ処理基本計画を策定するものでございます。予算額の方は521万5,000円となっております。なお、市民アンケートの方は2,000人を予定しているところです。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** この計画策定事業の中で、事業系ごみの削減計画をやっぱり明確にするように、本会議で私の質問でお約束いただいているんですが。その辺の考え方はどういふふうに盛り込まれますか。

○**渡辺環境衛生課長** 御承知のとおり、今回の有料化をする見直しをする際にも御説明させていただきましたが、家庭系ごみの方は順調に削減をされているところではございますけれども、事業系については、ほぼ横ばいの数値が続いております。私どもといたしましても、土浦市全体のごみの削減につなげるには事業系のごみが大変重要だと思っておりますので、御指摘のとおり第3次策定する際には盛り込ませていただきまして取り組んでいきたいと思っております。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料②カ汚泥再生処理センター維持管理事業を説明願います。

○**渡辺環境衛生課長** 委員会資料の方では11ページとなります。令和3年度土浦市一般会計予算案。汚泥再生処理センター維持管理事業でございます。本事業の委託料におきまして、令和4年度の債務負担行為の設定を今回お願いをするものでございます。1債務負担行為の理由でございますが、現在建設中の汚泥再生処理センターにおきまして、3年後の令和5年度からセンター運営管理におきまして、長期包括の委託を現在検討しております。それに向けまして、令和3年度、4年度の2か年におきましてその準備を行うために発注支援業務委託料の債務負担行為の設定を、今回お願いをするものでございます。2番の予算額と3番の年度末の内訳を御覧ください。今回の事業の予算額は委託料としまして、2か年で693万円でございます。令和3年度予算につきましては新年度予算に計上の方をさせていただいておりますので、今回は令和4年度の債務負担行為の御説明でございます。続いて4番の内容でございますが、初めに長期包括運営というのは記載がございますとおり、民間事業者が適切に運営し一定の性能を発揮できれば、運転管理等の運営方法は民間事業者の裁量に任せるといふ考え方の委託方式でございます。この方式を現在のセンター業務に当てはめてみますと、現在、毎年委託している施設の運転維持管理に加えまして。包括委託では、今までは市が発注していた点

検・整備，補修工事。それから光熱水費。また薬品の調達なども含めて施設全体の運営を委託するものでございます。本施設においても長期包括の検討を進めるために，今回事業者選定に係る発注支援委託をするものです。5番の事業スケジュールといたしましては，令和3年度に実施方針や選定に係る資料の作成。次年度の令和4年度には選定委員会の設置。プロポーザルによる事業者の選定の方を予定しております。また，現在建設中でございます汚泥再生処理センターにつきましては，本定例会の最終日に議員の皆様にお時間をいただきまして内覧会をさせていただきたいと考えているところでございます。こちらにつきましては，改めて皆様に通知を配布いたしまして，出欠についてお返事をいただきますのでよろしく願いいたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** この運営委託は他市で，同じような実例はあるんですかね。

○**渡辺環境衛生課長** 現在把握しているのでは，環境省のホームページ等を見ると，し尿処理施設で29施設ございます。

○**今野委員長** その他，何かありますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** この件については，この程度とします。次に，その他令和2年度土浦市一般会計補正（第16回）予算（案）について資料③ア神立地区コミュニティセンター管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）を説明願います。

○**五来市民活動課長** サイドボックスは③のアを，紙資料は12ページをお開き願います。こちらは追加議案の内容ではございますけれども，令和2年度一般会計補正予算案神立コミュニティセンター管理運営事業，新型コロナウイルス感染症対策について御説明いたします。1番の補正理由でございます。新型コロナウイルス感染症の予防対策といたしまして，水道の蛇口のハンドル。こちらを手の接触の少ないレバーハンドルに交換するものでございます。補正予算額は2万9,000円。事業の内容は，レバーハンドルへの交換5カ所。工作室と和室でございます。今回の交換で全ての蛇口につきまして，ひねるタイプではなくなります。説明は以上です。よろしく願いします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** この件については，この程度とします。次に，資料③イ多文化共生推進事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）を説明願います。

○**五来市民活動課長** サイドボックスは③のイを，紙資料は13ページをお開き願います。令和2年度一般会計補正予算案多文化共生推進事業，新型コロナウイルス感染症対策について御説明いたします。1番の補正理由でございます。新型コロナウイルスの感染拡大によりまして，生活に様々な影響を受けていらっしゃいます外国人市民に対しまして，多言語による情報提供を行いまして，生活支援，そして感染拡大防止を図るものでございます。2番補正予算額につきましては，総額525万7,000円ですけれども，こちらは全額を繰り越しいたします。3番補正予算の内容でございますが，1つ目といたしまして，多言語の通訳・翻訳員を日替わりで配置をいたします。外国人市民が

市役所にいらした際に、担当部署の係員との間で通訳サポートを行うほか、各種リーフレットやホームページなど、お知らせのものを翻訳いたしまして、多言語による情報提供を行うもので、期間につきましては新年度6月から3月を予定しております。対応する言語につきましては現在検討中でございますけれども、市内在住者が多いフィリピン、中国、ベトナム、ブラジルこういったあたりをカバーしたいと考えております。2つ目が、多言語通訳サービスの活用でございます。先ほどの通訳・翻訳員で対応できない言語や、不在の時の対応といたしまして、タブレット型の多言語通訳サービスを導入しまして、行政用語に対応した音声機械通訳、そして主要言語についてはビデオ対面型のリモート通訳。タブレットをとおして向こう側にシステム業者さんの外国語ができる方が対応してくれるというものでございます。こういったものを活用して、多言語での窓口対応の充実を図るものです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)委員** 今、こういう機械が売ってるじゃん。いろんな言葉を日本語でさ。外国人と会話するみたいなの。ああいうのってのはどうなの。

○**五来市民活動課長** こちらも別の予算で、こちらも配置する予定なんですけれども。やはり普通のそういったものは、一般的な言葉で市役所の用語とか、そういったものになかなか対応ができない部分がございます。今回導入するものは、そういう行政用語を網羅したシステム。更には、オペレータさんがちゃんと対応してくれる。やはり間違ったことで伝わってしまうと。正直英語を日本語に翻訳するとけっこう誤った翻訳をされる場合があると思います。手続等はやはり正確なものが必要になりますので、少しでも正確性が高いものということで考えております。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料③ウ自転車駐車場トイレ改修事業(新型コロナウイルス感染症対策事業)を説明願います。

○**坂本生活安全課長** ③ウのファイルとなります。紙ベースの方は14ページとなります。自転車駐車場のトイレの改修事業の補正となります。補正理由としましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と新しい生活様式を踏まえた社会的な環境の整備を行うため、自転車駐車場の感染リスクの高い和式トイレを洋式トイレに。それから、手洗い用蛇口を少しでも接触が少なくなるように、レバーハンドルに改修する費用についての増額補正をお願いするものでございます。補正予算額は歳出で2款総務費1項総務管理費17目交通安全対策費の工事請負費で142万4,000円となります。改修の内容としましては、土浦駅西口の地下。それから西口第1・西口第2の自転車駐車場に設置されています和式便器を洋式便器に3台改修。それから手洗蛇口をレバーハンドルにするものを3か所を改修を行うものでございます。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** この件については、この程度とします。次に、資料④地域コミュニティ施設新築等補助制度の変更についてを説明願います。

○**五来市民活動課長** 先ほど吉田（博）副委員長からお話しがございました並木連合の公民館につきましては、平成15年に建設をしたもので、今回は照明のLED化を行うということでございました。サイドブックスは④を、紙資料は15ページをお開き願います。地域コミュニティ施設新築等補助制度の変更について、御説明させていただきます。昨年9月に地域公民館の実態調査の結果について、御報告いたしました。その後、様々な観点から検討を進めまして、今回、補助制度の内容を変更いたしますことから、御報告させていただくものでございます。1番目的でございます。地域公民館につきましては、平成13年制定の地域コミュニティ施設新築等補助金交付要綱によりまして、建設費等の補助を行ってまいりましたけれども、地域を取り巻く環境が大きく変化しておりますことから、現状と課題を整理して、より時代に合った補助金の活用が図られるように、町内会の規模による区分の導入、公民館の集約化の促進、用地の町内会保有による安定的運営が図られるよう、要綱を見直すものでございます。2番制度変更の内容でございます。今回は4点の改正点がございます。1点目が、新築補助の算定方法の改正でございます。補助上限額に世帯数に応じた区分を設けまして、適切な規模の施設建築を促すことにより、公費負担の公平化を図るものでございます。表を御覧いただきますと、変更前は工事費及び用地取得費の合算額の3分の2で、上限額が2,000万円でした。なお、用地取得をする場合には、新築前後1年という制約がありました。これを用地取得補助を新築補助から分離した上で、新たに世帯数によりまして3段階に区分をいたします。501世帯以上は上限が2,000万円、200世帯以下の小規模町内会は、これまでの実績等から必要な建築工事費を2,000万円と想定をいたしまして、その3分の2、1,400万円を上限額といたしました。201から500世帯、こちらが約半数を占めるボリュームゾーンとなりますけれども、中間の額1,700万円となります。これまで、用地取得がある場合とない場合で同じ補助額でございましたけれども、今回の改正で、用地取得がある場合は上乘せとなりますので、用地補助額は500万円を想定しております。そのため、用地取得と新築を同時に行う場合、大きな町内は2,500万円、中規模町内は2,200万円、小さな町内でも1,900万円の補助ということになります。次のページを御覧ください。2点目が、既設公民館を集約する場合の特例の新設でございます。将来的な加入世帯数の減少によります地元の維持経費等の負担増加を軽減するために、小規模町内会の保有する既設公民館の集約を促すものでございます。先ほど、小規模町内会は補助上限が1,400万円でございましたけれども、2つ以上の町内会が公民館を1つに集約する場合、これは既設の公民館を集約をする場合、その場合補助上限額は2,000万円。更に現在は補助対象とならない解体費用につきましても、補助対象経費として算入できるものでございます。3点目が用地取得補助の新設でございます。現在は新築前後1年以内と制限がございましたが、これを変更し、新築補助と分離することで、認可地縁団体として公民館用地を町内で保有していただいで、安定的な運営を図れるようにするものでございます。交付要件

でございますが、施設用地、付随する駐車場用地でございます。既に公民館が建っている土地、今借地でやっているところとか。3年以内に建設を行う用地を対象といたします。なお、補助を受けられるのは1町内会につき1回限りでございます。算定方法は、購入費用の3分の2で500万円が上限でございます。4点目が増築補助の廃止でございます。修繕と増築の違いが不明確でございます。増築補助の実績もほぼございませんことから、修繕に一本化しまして、現状に合った体系といたします。3番スケジュールでございます。改正した要綱の公布が令和3年4月1日。1年間の周知期間をおきまして、令和4年4月1日から施行します。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**篠塚委員** 土地所有の場合は地縁団体が付くのが条件ということで。現状で地縁団体を作っていない。で公民館を所有しているところは結構多いんですかね。

○**五来市民活動課長** 地縁団体を組んでいるのが25だったと思います。ほとんどの市内は地縁団体を組んでございません。ただ、不動産を保有していないので、建物も登記をしていないという形になります。

○**篠塚委員** 新しく作ったところはみんな地縁団体を作っていると思うんですけども。古い場合。相続が発生してね。揉めることがあるから地縁団体を作りなさいということだと思っただけだけど。そういう相談というのは結構多いんでしょうかね。

○**五来市民活動課長** 具体的には、私が来てからは、具体的な相談というのはございませんけれども、やはりそういったことも含めまして、地縁団体を推進していきたいと考えております。

○**篠塚委員** それから、修繕の件で先ほど各地区の公民館を蛇口を直すって言ってたんですけれども。地域の公民館の蛇口を取り換えると。コロナ感染症対策で。その場合の補助対象というのは修繕補助と一緒になっちゃうんですか。今度新たにそういう補助を作る可能性はありますか。

○**五来市民活動課長** こちらにつきましては、あくまでもこの補助要項でという形になりますので、修繕したことになると思いますので、軽微なものにつきましては、町内で御負担をしていただきたいと思っております。

○**篠塚委員** 5年経たないと修繕できなくなっちゃうので、こういう緊急を対応するコロナ対策の場合とかは、該当外になると困ることも出てくるので、検討材料として、要望をお願いいたします。

○**五来市民活動課長** 御要望として承りました。

○**吉田(博)副委員長** 何かというより。よく考えたな。これな。これどこから引っ張ってきたんだ。タイムリーだと思いますよ。用地の取得補助を分離したなんていうのもね。考えているなど大変敬服しております。どこから引っ張ってきたんだよこれ。以上です。

○**久松委員** 用地取得は建築計画が3年以内という計画を持っているのが条件なの。

○**五来市民活動課長** 3年以内ということでしばらくさせていただきます。今までは1年で

ございましたが、やはり、今買わないとという場合もございますので、若干今よりもしばりを緩くした。あとは逆に建てた時にどうしても買えない理由。そういったものに今の要項では対応はできないと。いうものがございまして、やはり、借地料をどんどん払うとか。所有者が変わって返してよとか。そういったこともございますので。やはりせっかく建てた公民館を長く使っていただきたいので、極力登記ができるようになりましたので、地縁団体として用地を取得して欲しいということでございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 この件については、この程度とします。その他、市民生活部から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 委員から何かありますか。

○久松委員 市民活動課に聞きたいんですが、広報紙の配布システムというか、配布体制が来年度から変わるという話を聞いたんですが、委託契約から報償費に変わるというんだけど、全然変わらないような気がするんだけど、何がどう違うんですか。

○五来市民活動課長 広報紙等の配布につきましては、広報広聴課の方で担当をしております。ただ、私の方でも話は聞いておまして、外部会計監査の意見として、より適正な業務のあり方について、検討や研究を進めてもらいたいということが示されており、そのため、委託料ではなく報償費で支払うのがより適正であろうということで、見直しを行ったということをお伺いしております。

○久松委員 つまり、実際には何の変更もない。実体としては。

○五来市民活動課長 今回の変更点としましては、書類の取り交わしの方法が変わり、今までは委託の契約を交わしていましたが、市から協力依頼の文書を町内会に渡し、それに対して町内会が承諾するというような形になるようです。

○久松委員 要するに委託契約を結んでいる以上は、個別の監査とか検査が必要だろうということで、整合性を図るために報償費に切り替えた、そういうふうに理解しているんですか。

○五来市民活動課長 私も広報の方と地区長の皆さんとですね、お話の方に参加させていただきましたが、より、業務の実状に合った形とするため切り替えたいと御説明をしております。

○久松委員 最後に、この外部会計監査というのは、どういう形で何を監査対象としているんですか。

○五来市民活動課長 これは、我々が受けている定期監査、それから決算審査でございます。

○久松委員 監査委員からの。

○五来市民活動課長 監査委員からの指摘です。

○久松委員 ああそうか。そうか。了解。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 以上で総務市民委員会を閉会いたします。